

様式第三（第5条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置

原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号に規定する軽車両、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車椅子及び同項第9号に規定する歩行補助車等を除く。）に該当するいわゆる「電動キックボード」（後記の一定の基準に該当するものに限る。以下「小型電動車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する新事業活動に係る法第9条第1項に規定する新事業活動計画として同項の認定（法第10条第1項の認定を含む。）を受けたものに従って貸し渡され、当該新事業活動計画に記載された新事業活動を実施する区域内の道路を通行している小型電動車（以下「特定小型電動車」という。）を小型特殊自動車として位置付けるとともに、特定小型電動車を押して歩いている者を歩行者とし、特定小型電動車が自転車道を通行することが可能となるよう、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の適用に関する新たな規制の特例措置を講ずることとします。

また、特定小型電動車を自転車一方通行に係る交通の規制の対象とするとともに、特定小型電動車が、普通自転車が一方通行に係る交通の規制の対象となっていない道路を双方向に通行すること及び普通自転車専用通行帯を通行することが可能となるよう、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の適用に関する新たな規制の特例措置を講ずることとします。

なお、これらの新たな規制の特例措置は、当該新事業活動計画が次の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合に限り適用することとします。

- (1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- (2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- (3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

（ア） 長さ 140センチメートル

（イ） 幅 80センチメートル

（ウ） 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

（ア） 原動機として、電動機を用いること。

（イ） 15キロメートル毎時以上の速度を出すことができないこと。

（ウ） 運転者席は、立席であること。

2. 新たな規制の特例措置の整備の見直し

令和3年4月上旬頃

3. その他

新たな規制の特例措置の整備に係る内閣府令及び内閣府令・国土交通省令の制定に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募手続を行う必要があり、当該意見公募手続の結果等によっては、新たな規制の特例措置の内容及び整備時期について変更があり得ます。